



平成29年10月25日

内閣府（防災担当）

「平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成29年9月15日から19日にかけて、台風第18号により、各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が10月20日（金）に閣議決定され、本日（10月25日（水））公布・施行されました。

I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。（過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ）

(2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

農地等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

II 激甚災害（局激）の指定と適用措置

京都府与謝郡伊根町及び大分県津久見市を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ）

(2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第1項、第3項、第4項）

公共土木施設等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

III スケジュール

10月20日（金） 閣議決定

10月25日（水） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 武藤、玉田、南雲

03-5253-2111（代表、内線51382・51383） 03-3593-2847（直通）

**平成29年9月15日から同月19日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
災害復旧事業費の査定見込額と激甚災害指定基準について**

1 農地等 ※10月18日時点

＜本激＞

○全国の災害復旧事業費の査定見込額 **68億円**
 うち 大分県内の査定見込額 **23億円**
 愛媛県内の査定見込額 **11億円**

(参考：激甚災害指定基準)

本激B基準 全国の災害復旧事業費の査定見込額 **53億円以上** かつ

- ① ある都道府県内の査定見込額が当該都道府県の農業所得推定額の **4%を超える** 又は
- ② ある都道府県内の査定見込額が **10億円を超える**

2 公共土木施設等 ※10月18日時点

＜局激＞

市町村名	査定見込額	早期局激※基準額
京都府与謝郡伊根町	1.6億円	1.5億円 (局激基準(イ)×2)
大分県津久見市	12.0億円	8.9億円 (局激基準(ロ)×2)

(参考：局地激甚災害指定基準)

次のいずれかに該当する災害(但し、基準に該当する市町村の査定見込額の合計額が1億円を超えることが要件)

(イ) 当該市町村の標準税収入の50%を超える市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 50%

(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 20%

※局地激甚災害(局激)については、査定事業費が確定する年度末に1年間の災害をまとめて指定することが原則であるが、査定見込額からみて局地激甚災害指定基準を超えることが明らかな災害(基準の2倍超)については、災害の都度指定(いわゆる早期局激)。

政令第二百六十号

平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに京都府与謝郡伊根町及び大分

備考 上欄の暴風雨とは、平成二十九年台風第十八号によるものをいう。

県津久見市の区域に係る激甚災害にあつては、法
第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項
及び第四項に規定する措置

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第
一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、
これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。